

茨城県立美浦特別支援学校いじめ防止基本方針

令和8年度版

茨城県立美浦特別支援学校生徒支援部

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

I いじめに対する基本的な考え方

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を著しく侵害し、人間として決して許されるものではありません。いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであるという認識に立ち、未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。
- 2 いじめを受けた児童生徒を守ることを第一に考え、関係機関との連携を図りながら、未然防止と早期発見に努めます。
- 3 いじめが疑われる場合は、特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織として対応し、解消と再発防止に努めます。

II いじめの防止等のための基本事項

1 いじめの未然防止のために

(1) 児童生徒が活躍できる学習活動の設定

- ① 自発的な委員会活動を充実させ、児童生徒同士の絆を深める。
- ② 奉仕活動や自然体験などの様々な体験活動を体系的に取り入れる。

(2) 道徳教育、人権教育の充実

- ① 道徳の授業や日常の活動を通し「思いやる心」を育てる。
- ② 学部・学年集会等で、いじめは人間として決して許されない行為であることを伝え、人権意識を高める。

(3) 職員の意識の向上

- ① 教職員の言動がいじめを助長しないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 研修会等を実施し、いじめを見逃さない「目」を養う。

2 いじめの早期発見のために

(1) 定期的ないじめ調査の実施

在籍する児童生徒に対し、実態に応じて学期に1回、定期的な調査を実施する。

(2) 日々の観察

常に児童生徒の様子に目を配り、「児童生徒がいるところには、教職員がいる」体制を確立する。

(3) 家庭との連携

担任と保護者が日頃から連絡を密にし、信頼関係を構築する。気になる兆候については、迅速に対応する。

(4) いじめ相談体制

担任以外の教職員も積極的に言葉かけを行い、児童生徒や保護者が気軽に相談できる環境を作る。

(5) インターネット上のいじめ対策

ネットいじめを未然防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル研修会等を行う。

3 いじめに関する対応

(1) 「いじめ防止対策会議」の設置

構 成 員：校長、副校長、教頭、教務主任、各部主事、生徒指導主事、養護教諭、センター長、その他校長が必要と認める者。

会議の招集：校長が招集する。いじめの兆候や相談があった際は、その都度「臨時会」を開催する。

報告体制：月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した時やいじめの相談情報が挙がったときは、その都度臨時会とする。

(2) いじめ発見時の措置

- ① 相談を受けた場合は直ちに管理職等に報告し、事実関係の把握を行う。
- ② 事実確認後は、被害児童生徒への支援と加害児童生徒への指導・保護者への助言を継続する。
- ③ 犯罪行為の疑いがある場合は、教育委員会や警察と連携する。

4 重大事態への対処

生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間の欠席（30日を目安とする）を余儀なくされている疑いがある場合を「重大事態」とする。

- (1) 事実関係を速やかに把握し、県教育委員会に報告する。
- (2) 被害児童生徒への継続的なケアと、加害児童生徒への毅然とした指導・支援を行う。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時・適切な方法で伝える。
- (4) 調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。
- (5) いじめの被害を受けた児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。
- (6) 当該事態の事実と真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠さず、いじめの実態把握及び措置を適切に行うため、以下の5項目を学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価する。

- ① いじめを未然防止するための取り組み
- ② いじめを早期発見するための取り組み
- ③ いじめへ対処するための取り組み
- ④ いじめの再発を防止するための取り組み
- ⑤ 関係機関と連携するための取り組み

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等についての見直しを図り、必要に応じて年間計画等の修正を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。